

高座清掃施設組合議会会議録

令和4年第1回臨時会

令和4年6月23日

議 事 日 程

令和4年6月23日

日程	議案番号	件 名
1		会期の決定について
2		会議録署名議員の指名について
3	報告第1号	継続費繰越計算書について（一般廃棄物処理基本計画策定業務委託）
4	報告第2号	繰越明許費繰越計算書について（場外トイレ等設置工事ほか1件）
5	報告第3号	事故繰越し繰越計算書について（水処理施設定期整備補修ほか1件）

高座清掃施設組合議会第1回臨時会会議録

令和4年6月23日（木）午前10時5分、高座清掃施設組合議会第1回臨時会を高座クリーンセンター環境プラザ大会議室に招集した。

1 出席議員 15名

吉田 義人 議員	竹田 陽介 議員
齊藤 慶吾 議員	沖本 浩二 議員
内山 恵子 議員	久保田 英賢 議員
武藤 俊宏 議員	倉橋 正美 議員
上田 博之 議員	藤澤 菊枝 議員
橘川 佳彦 議員	佐々木 弘 議員
星野 久美子 議員	市川 洋一 議員
高波 貴志 議員	

2 欠席議員 なし

3 付議事件

- 日程3 報告第1号 継続費繰越計算書について（一般廃棄物処理基本計画策定業務委託）
- 日程4 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（場外トイレ等設置工事ほか1件）
- 日程5 報告第3号 事故繰越し繰越計算書について（水処理施設定期整備補修ほか1件）

4 説明のため出席した者 11名

組合長 内野 優	総務課長 菊地 康之
副組合長 古塩 政由	施設課長 平本 和彦
副組合長 佐藤 弥斗	総務課主幹 鈴木 茂
事務局長 木村 洋	施設課主幹 鴨志田 克巳

次 長 松 本 友 樹 施 設 課 主 幹 武 石 正 明
会 計 管 理 者 大 島 み どり

5 出席した事務局職員 4名

総務課副主幹 石 井 一 義 総務課主査 山 田 健 太
総務課主査 丸 岡 太 総務課主査 野 中 大 樹

6 傍聴者 9名

7 会議の状況 (午前10時5分 開会)

◎議長（吉田義人議員） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより令和4年第1回高座清掃施設組合議会臨時会を開会いたします。

本臨時会開会に当たり、組合長より招集のご挨拶をお願いいたします。組合長。

◎組合長（内野 優） 令和4年第1回議会臨時会招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、各市議会閉会直後の大変お忙しい中、本臨時会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の国内発生から2年以上が経過しておりますが、感染状況はいまだ続いております。そのような状況ではありますが、ウィズコロナ社会への移行という中、本組合においても、今後も引き続き状況に応じた感染症対策により、来館される皆様が安心して利用できるような管理運営に努めてまいりたいと考えております。今年度から旧焼却施設等の解体事業に着手いたします。コロナ禍や社会情勢の厳しい状況下にあっても、日々変化する状況を見極め、解体後の跡地利用計画も含めて、検討、また、邁進してまいります。

本日ご提案させていただく案件は報告3件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

◎議長（吉田義人議員） 会議に先立ち、報告いたします。例月出納検査及び定期監査の結果につきましてはお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願

ます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(吉田義人議員) ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決しました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名についてでございます。会議規則第99条の規定により、議長において、内山恵子議員、星野久美子議員を指名いたします。

次に、組合長より本臨時会に上程される諸議案の一括説明を求めます。組合長。

◎組合長(内野 優) それでは、本日ご提案申し上げます案件につきまして、一括してご説明を申し上げます。

始めに、日程第3 報告第1号 継続費繰越計算書について(一般廃棄物処理基本計画策定業務委託)は、令和3年度高座清掃施設組合一般会計において設定した継続費について、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。詳細につきましては次長から説明いたします。

次に、日程第4 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について(場外トイレ等設置工事ほか1件)は、令和3年度高座清掃施設組合一般会計において設定した繰越明許費について、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。詳細につきましては次長から説明いたします。

次に、日程第5 報告第3号 事故繰越し繰越計算書について(水処理施設定期整備補修ほか1件)は、令和3年度高座清掃施設組合一般会計において設定した繰越明許費について、事故繰越し繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。詳細につきましては次長から説明いたします。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

まして、一括説明を終わります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（吉田義人議員） 組合長の説明が終わりました。

それでは始めに、日程第3 報告第1号 継続費繰越計算書について（一般廃棄物処理基本計画策定業務委託）を議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長（松本友樹） それでは、報告第1号 継続費繰越計算書（一般廃棄物処理基本計画策定業務）につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告いたします。

議案書の1ページ、2ページをお開きいただきたいと存じます。2ページが令和3年度高座清掃施設組合継続費繰越計算書でございます。

2款総務費1項総務管理費、事業名、一般廃棄物処理基本計画策定業務委託でございます。これは、5年ごとに改定する一般廃棄物処理基本計画につきまして、その策定業務が令和3年度及び4年度の2か年事業となることから、継続費を設定したものでございます。

継続費の総額等につきまして一括でご説明いたします。継続費繰越計算書の最下段、合計額をご覧いただきたいと存じます。継続費の総額は1,635万7,000円、このうち令和3年度の予算現額は1,014万2,000円、支出済額及び支出見込額832万7,000円で、残額181万5,000円を翌年度に逡次繰越しをするものでございます。財源内訳は全額一般財源で、特定財源はございません。以上、大変雑駁ではございますが、説明を終わります。

◎議長（吉田義人議員） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人議員） 質疑等々、今確認いたしましたが、ないということでございます。質疑もないようですので、質疑を終了いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人議員） 報告第1号は、地方自治法施行令の規定による報告でありますのでご了承願ひます。

次に、日程第4 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（場外トイレ等

設置工事ほか1件)を議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長(松本友樹) 引き続きまして、報告第2号 繰越明許費繰越計算書(場外トイレ等設置工事ほか1件)につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

議案書の3ページ、4ページをお開きいただきたいと存じます。4ページが令和3年度高座清掃施設組合繰越明許費繰越計算書となります。

最初に、上段をご覧ください。4款衛生費1項清掃費、事業名、場外トイレ等設置工事でございます。金額は1,534万1,000円で、翌年度繰越額が965万円でございます。財源内訳は、一般財源が555万円、特定財源として組合債が410万円となっております。

次に、下段になります。5款土木費1項都市計画費、事業名、本郷ふれあい公園整備事業でございます。金額は2億5,076万4,000円で、全額翌年度繰越額となります。財源内訳は、一般財源が640万7,000円、特定財源として、国県支出金が9,445万7,000円、組合債が1億4,990万円となっております。

なお、これら繰越明許費でございますが、上段の場外トイレ等設置工事につきましては、一般廃棄物収集員、いわゆるパッカー車の運転手などの休憩所及び女性用の場外トイレ等設置工事において年度内完了が見込めないことから繰越明許費を設定したもので、令和3年12月23日第3回臨時会におきましてご決定をいただいたものでございます。

また、下段の本郷ふれあい公園整備事業につきましては、本郷ふれあい公園第二工区の用地買収において、6地権者につきましては年度をまたいで契約となることから繰越明許費を設定したもので、令和4年3月29日第1回定例会におきましてご決定をいただいたものでございます。以上、説明を終わります。

◎議長(吉田義人議員) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(吉田義人議員) 質疑はないようですので、質疑を終結したいと思います。ですが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(吉田義人議員) 報告第2号は、地方自治法施行令の規定による報告で

ありますのでご了承願います。

次に、日程第5 報告第3号 事故繰越し繰越計算書について（水処理施設定期整備補修ほか1件）を議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長（松本友樹） それでは、報告第3号 事故繰越し繰越計算書について（水処理施設定期整備補修ほか1件）につきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告いたします。

議案書の5ページ、6ページをお開きいただきたいと存じます。6ページが令和3年度高座清掃施設組合事故繰越し繰越計算書になります。

最初に、上段、4款衛生費1項清掃費、事業名、水処理施設定期整備補修でございますが、2つある破砕機の分解整備後の運転で異音が確認され、その原因究明と対策に期間を要し、令和3年度内の整備補修完了が困難となったことから繰越措置をしたものでございます。繰越額は1,833万7,000円となっております。

次に、下段でございます。4款衛生費1項清掃費、事業名、水処理施設盤内機器更新でございますが、これは、新型コロナウイルスによるサプライチェーンへの影響から、盤内機器の資材調達に遅れが生じたことから繰越措置をしたものでございます。繰越額は767万8,000円で、2件の合計額は2,601万5,000円でございます。

これら2件とも、令和4年5月中に事業完了検査済みでございます。以上、大変雑駁ではございますが、説明を終わります。

◎議長（吉田義人議員） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。佐々木議員。

◎（佐々木 弘議員） 下段に関して伺っていきたいと思います。盤内機器の資材調達に遅れが生じたという背景があったということです。この盤内の機器ですけれども、定期交換というか、そういったものだというふうに伺っておりますけれども、こちらは本来、令和3年度の何月頃に交換する予定であったものなのか。

今の説明もありましたけれども、年度をまたいで5月には交換を完了したというお話でした。その間に業務への支障というのでしょうか、水質の悪化とか、例えばそういったことですが、そのような影響は生じたのかどうか、組合としての認識を伺いたいと思います。

◎議長（吉田義人議員） 施設課長。

◎施設課長（平本和彦） それでは、盤内の機器更新のご質問についてお答えいたします。まず、当初の交換の予定時期でございます。いずれにしましても、当初の工期が令和4年3月18日ございましたので、その期間内に間に合うように工程を組んでいたところでございます。

処理水に影響がなかったのかというところでございますけれども、基本的には放流水については常にチェックをしておりますので、特に支障は出ていなかったところでございます。以上でございます。

◎議長（吉田義人議員） 佐々木議員。

◎（佐々木 弘議員） 処理水等への影響はなかったということで、先ほど報告事項でもありましたけれども、これは5月に終わったということですが、その後も処理水の水質のチェックをちゃんとやっているということで確認できるかが1点。

それで、新型コロナでサプライチェーンへの影響ということで、これはどの自治体にとっても今大きな問題になっていまして、例えば県内でも、川崎の同じくごみ処理施設では、同じ背景で2度目の稼働再延期ということも生じています。伺いたいのですけれども、施設全体の話ですけれども、こういったいろいろな機器の関係ですね。サプライチェーンの影響とかで、例えば予定どおり入ってこないということも十分あり得るかなと今後を危惧しておりまして、そういった面での対策というのでしょうか、対応というのでしょうか、組合としてどのように考えているか、お願いしたいと思います。

◎議長（吉田義人議員） 施設課長。

◎施設課長（平本和彦） 工事が5月18日に完了しました後の状況ですけれども、それにつきましても、常に処理水、放流水のチェックをしておりますので、特に異常等は出ておりません。

あと、もう一つのサプライチェーンに関しての影響に対する今後の対応でございますけれども、メーカーとしては今のところ、いろいろ在庫を抱えているということはコストに係わることでございますからございませんので、いずれにしましてもそういう形で発注させていただいて、あとは請け負った方との調整という形の対応になるかと考えております。以上でございます。

◎議長（吉田義人議員） ほかに質疑はありませんか。上田議員。

◎（上田博之議員） 私からも事故繰越し繰越し計算書についてお伺いしたいと思いますが、今の佐々木議員の質疑の中で、このサプライチェーンの混乱の中で、今後どうしていくのかということがあったと思うのですが、そのことに対する明確なご答弁がなかったように思います。やはりこうしたことを見据えて早め早めに発注していくとか、そういう対応が必要になるかと思えますけれども、多分そういうご答弁を期待しての質疑だったと思うのですが、その辺の考え方をもう一度私はお願いしたいと思えます。

それからあと、先ほどの異音のほう、こちらの水処理施設定期整備補修のほうです。こちらは分解整備した後に異音があつて事故繰越しになったということですのでけれども、事故繰越しですので、議事録にしっかりと残しておきたいので確認のための質疑ですが、まず、この分解整備はいつ行ったのか、明確にしておきたいと思えます。そして、この整備後の運転で異音を確認されたのがいつなのか、これも日にちまで明らかにしておいていただきたいと思えます。そして、問題が解決したのが5月ということでしたけれども、これが何月何日なのか、改めてお願いいたします。よろしくお願いいたします。

◎議長（吉田義人議員） 施設課長。

◎施設課長（平本和彦） まず1点目のサプライチェーンにおける影響のもうちょっと具体的なというお話でございますけれども、発注の仕方については、今年度、もう既に発注している部分がございます。前年に比べて、今ご質問の中にございましたように、早めには発注しているところでございます。それ以上、今のところ対策する方法はないのかなというふうに思っております。

2つ目のいつ異音が発生したのかというところでございますけれども、部品の交換等につきましては、今年の1月7日に組み立てを完了して運転を開始したところでございます。異音が発生したのを最初に確認したのは1月17日でございます。その後、原因を特定するために努力をしてきたところでございまして、結果として、回復した日にちまではちょっと明確ではないのですが、年度をまたいだ4月に入ってから完了している。大体中旬で、14日、15日に大体全て完了したというふうに伺っているところでございます。以上でございます。

◎議長（吉田義人議員） 上田議員。

◎（上田博之議員） 分かりました。早め早めというところは、当然のことなので、よろしく願いいたします。

それで、先ほどのご説明の中では、2件とも5月に完了したというような報告だったと思いますけれども、今のご説明では4月の14日か15日ぐらいに問題が解決したということが分かりました。一応、先ほども言いましたように事故繰越しですので、そうした正確な日付などは記録しておきたいので質疑をいたしました。以上、ありがとうございました。

◎議長（吉田義人議員） 次長。

◎次長（松本友樹） 補足でございます。あくまで5月は完了検査が終了した日でございます。以上です。

◎議長（吉田義人議員） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人議員） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（吉田義人議員） 報告第3号は、地方自治法施行令の規定による報告でありますのでご了承願います。

◎議長（吉田義人議員） 以上で本日の議事は全て議了いたしました。これをもって会議を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

（午前10時26分 閉会）

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

令和4年6月23日

高座清掃施設組合議会議長 吉 田 義 人

高座清掃施設組合議会署名議員 内 山 恵 子

高座清掃施設組合議会署名議員 星 野 久美子